証券コード：2304

株式会社ＣＳＳホールディングス

第 42 期　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年12月18日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番１号
帝国ホテル　本館４階「桜の間」
(開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

議決権行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後5時まで

株主の皆さまへ

●当日のご出席に代えて、インターネット又は郵送により議決権を行使することができます。ぜひ株主様のご意見を反映いただきたいと存じます。
●当日ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目　　次

株主の皆さまへ…… 1
第42期定時株主総会招集ご通知…… 2
議決権行使についてのご案内…… 4
株主総会参考書類…… 7
　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
　第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
事業報告…… 11
連結計算書類…… 32
計算書類…… 35
監査報告…… 38

株主の皆さまへ

株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

中期経営計画「Go Beyond! Next20」の2年目となる2026年9月期は、当社グループにとって新たな成長の節目となる一年でした。グループ売上高は創業以来初の200億円突破となり、親会社株主に帰属する当期純利益も過去最高を更新、５期連続の増収増益を実現することができました。これもひとえに、株主の皆さまをはじめとする多くのステークホルダーの皆さまのご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

一方、私たちを取り巻く事業環境は大きな転換期を迎えています。深刻化する人手不足や労働市場の変化に加え、AI・ロボティクス技術の急速な進化は、これまでの事業運営のあり方を大きく変えようとしています。当社グループにおいても、さまざまな戦略的パートナーとの協業や、AIマルチエージェントの事業への実装を進めてまいりました。さらに、積極的な出資を通じて未来に向けた共創関係をより強固なものとし、テクノロジーと現場力を融合させた新たな価値創造への歩みを加速させています。

こうした取り組みは、単なる省人化や業務効率化にとどまるものではありません。長年にわたり培ってきた現場力と顧客基盤を強みに、人が担うサービスの価値をさらに高め、お客様の事業運営に欠かせない存在へと進化することを目指しています。既存事業の着実な成長に加えて、「Go Beyond!」の精神のもとこれまでの延長線上にとどまらない変革と挑戦を重ね、従来の枠組みを超えた新たな事業機会を創出することで持続的な成長と企業価値の創造にグループ一丸となって取り組んでまいります。

株主・投資家の皆さまとの対話を引き続き重視し、当社グループの成長戦略や経営の方向性をより具体的にお伝えするとともに、皆さまからいただくご期待やご意見を経営に活かしてまいります。今後とも格段のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

株式会社ＣＳＳホールディングス

代表取締役社長 水野克裕

証券コード　2304
2026年12月１日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町10番１号
株式会社ＣＳＳホールディングス
代表取締役社長　　水 野　　克 裕

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申し上げます。**各議案の内容は、後記「４．電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類のとおりでございますので、同書類をご検討のうえ、４ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年12月17日(木曜日)午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2026年12月18日(金曜日) 午前10時（受付開始：午前９時30分）
２．場　　所　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
帝国ホテル　本館４階「桜の間」
（開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第42期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第42期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

4．電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ホームページ】
https://www.css-holdings.jp/ir/about_stock/meeting.html
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、掲載書類をご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「CSSホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2304」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【株主総会ポータル（三井住友信託銀行）】
https://www.soukai-portal.net
（招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトにアクセスしID・パスワードを入力ください。）

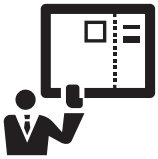
※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

5. 招集にあたっての決定事項

⑴本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしています。ただし、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」をお送りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
⑵議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
⑶インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
⑷インターネットと議決権行使書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
⑸代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4.電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後5時到着分まで



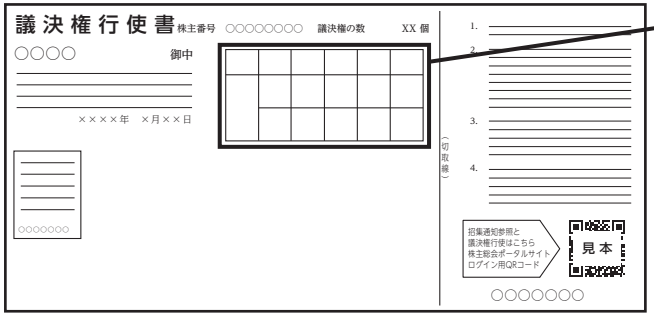
株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時(受付開始:午前9時30分)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第2号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

インターネット及び書面（郵送）双方により議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

『株主総会ポータル®』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。



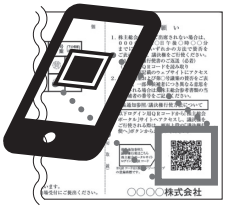
POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

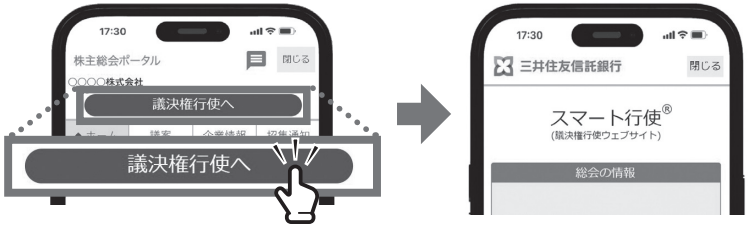
※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン１つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限　2026年12月17日（木）午後５時

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

≪議決権行使方法≫

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。
▶https://www.web54.net

事前質問受付のご案内　事前質問受付期限　2026年12月11日(金)午後５時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。招集通知の確認、議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様お一人につき、ご質問は３回までとさせていただきます。
※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。
※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

ご注意事項

●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
●インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031（受付時間　9時～21時）

ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）３名全員が任期満了となります。

当社は、定款により取締役の任期を１年と定めており、株主の皆さまの判断を経営に適切に反映できる体制としております。また、取締役の構成については、知識・経験・能力の多様性を確保するようにしております。つきましては、以下取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から各候補者は当社の取締役として適任であり、本議案について特段指摘することはないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏　　名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	野　口　　緑	再任	代表取締役	18回中18回 （100%）
2	水　野　克　裕	再任	代表取締役社長	18回中18回 （100%）
3	峠　　幸　久	再任	取締役	15回中15回 （100%）

（注）峠幸久氏の取締役会出席状況につきましては、取締役就任以降を対象としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再任 野口（のぐち） 緑（みどり） (1957年3月8日生)	1984年12月　当社取締役 1998年10月　当社取締役副社長 2003年11月　当社代表取締役会長 2008年４月　当社取締役会長 2020年12月　当社代表取締役会長 2021年12月　当社代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱セントラルサービスシステム 代表取締役会長 ㈱センダン　取締役 東洋メディアリンクス㈱　取締役 音響特機㈱　取締役	621,213株

【取締役候補者とした理由】
野口緑氏は、1984年当社設立以来、当社及びグループ会社の取締役としてグループ内における事業経営を中心に経営者としての豊富な経験を有しております。また、2020年からは当社代表取締役として経営全般を担うとともにX-value事業の推進に取り組み、当社グループの発展に貢献してまいりました。今後も当社グループが成長を続ける上で、創業者精神を後進に引き継ぐとともに、同氏が最も見識が深いスチュワード事業の更なる発展に取り組むことで、当社グループの業績向上と持続的な企業価値の創出に資すると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	再任 水野（みずの） 克裕（かつひろ） (1962年4月12日生)	1985年４月　㈱リクルート入社 2008年４月　リクルート健康保険組合出向 常務理事 2010年７月　㈱ユニヴァ・キャピタル・ジャパン入社 2013年１月　㈱ユニヴァ・キャピタル・ジャパン　取締役 2017年４月　㈱ユニヴァ・マルシェ 代表取締役 2019年７月　ユニヴァ共済協同組合　代表理事 2021年12月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱セントラルサービスシステム　代表取締役社長 ㈱CSSビジネスサポート　代表取締役社長	21,740株

【取締役候補者とした理由】
水野克裕氏は、マーケティングや広報を始め、企業経営・事業戦略等に関する幅広い活動経験と高い見識を有しております。2021年当社代表取締役に就任後、当社グループにおいて事業執行を代表する役割としてその知見を活かしグループの発展に貢献してまいりました。今後も当社グループの将来にわたる事業成長と企業価値向上の実現を図るうえで、同氏の豊富な見識と経験がグループ全体の監督・ガバナンス強化の推進に資すると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	再任 峠（とうげ）　幸久（ゆきひさ） (1961年7月30日生)	1980年４月　㈱高輪プリンスホテル入社 1985年７月　㈱ヘイムインターナショナル入社 1986年７月　㈱ジャパンビルド入社 2001年８月　㈱セントラルサービスシステム入社 2009年６月　同社　営業管理部次長 2012年４月　㈱センダン　営業管理部長 2013年12月　同社　執行役員営業管理部長 2015年12月　同社　取締役 2020年９月　同社　代表取締役社長（現任） 2025年12月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱センダン　代表取締役社長 ㈱セントラルサービスシステム 取締役	4,500株

【取締役候補者とした理由】

峠幸久氏は、2001年に株式会社セントラルサービスシステムに入社、主に営業管理部門を担当し、顧客との関係強化や各事業所における運営管理に取り組み、2020年からは株式会社センダン代表取締役としてフードサービス事業を統括、当社グループのフードサービス事業の発展に貢献してまいりました。昨年より当社取締役として就任以降、同氏の長年のホスピタリティ分野における豊富なキャリアと、フードサービス事業に関する深い経験を、当社グループが追求する「洗浄と衛生」に係る事業戦略において存分に活かし事業発展に寄与しております。今後も同氏の知見が当社グループの持続的成長と企業価値向上に資すると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者の所有する当社の株式数は2026年９月30日現在のものです。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．当社は、取締役及び執行役員、子会社の役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。なお、各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、また、各候補者の任期途中である2027年4月に当該保険契約を同内容で更新する予定です。

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

2025年12月19日開催の第41期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役篠連氏の選任の効力が本総会開始の時までとされておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
篠（しの）　連（れん） (1957年２月26日生)	1986年10月　司法試験合格 1989年４月　弁護士登録 1990年１月　光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士（現任） 2016年６月　シナネンホールディングス㈱ 社外取締役（監査等委員） 2018年６月　高島㈱ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年６月　前田建設工業㈱　監査役 （重要な兼職の状況） 高島㈱社外取締役（監査等委員）	０株

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割】

篠連氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として培われた高い専門知識や企業法務等に関する見識と、様々な企業での社外役員等の経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営全般の監視に活かし、客観的かつ公正な立場で提言をいただけるものと判断し、引続き補欠の社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者の所有する当社の株式数は2026年９月30日現在にて表示しております。
２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．篠連氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
４．当社は、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
５．当社は、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として、同取引所に届け出る予定です。
６．当社は、取締役及び執行役員、子会社の役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。なお、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以　上

事　業　報　告

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、地政学的リスクの継続、原材料・エネルギー価格の変動、労務費の上昇など、先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業領域におきましては、訪日外国人旅行者の増加や国内の宿泊・観光需要の拡大を背景に、ホテル・レストラン・テーマパーク等を中心としたレジャー関連市場が引き続き堅調に推移いたしました。また、新規ホテルの開業や各種イベント需要の拡大も、事業機会の創出につながりました。

このような環境のもと、当社グループは「2025-27 中期経営計画 Go Beyond! Next20」の2年目として、既存事業の競争力強化と収益基盤の拡充に取り組むとともに、将来の成長を見据えた新たな価値創造への投資を推進してまいりました。

スチュワード事業及びフードサービス事業においては、新規受託の拡大、既存顧客との取引深耕、適正な価格改定を進めるとともに、人材確保・育成やDXの推進を通じて、サービス品質と収益性の向上に取り組みました。また、空間プロデュース事業においては、グループ各社の専門性を活かした連携提案を強化し、顧客基盤の拡大とストック型収益の積み上げを推進いたしました。

さらに、中期経営計画に掲げる「資本効率を高める投資の強化」の一環として、TechMagic株式会社への出資を決定いたしました。同社が有するAI・ロボティクス技術と、当社グループが培ってきた現場運営の知見や顧客基盤を融合することで、ホテル・飲食・病院・介護施設等における人手不足への対応や生産性向上に加え、新たなサービスモデルの創出を目指しております。こうした戦略的な協業と資本参加を通じて、従来の労働集約型事業の枠組みを超えた、持続的な成長基盤の構築に取り組んでまいります。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度は5期連続の増収増益を達成し、連結売上高は創業以来初めて200億円を突破するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高を更新、連結売上高は20,794百万円（前連結会計年度比6.6％増）、連結営業利益は877百万円（前連結会計年度比22.3％増）、連結経常利益は905百万円（前連結会計年度比21.9％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は629百万円（前連結会計年度比7.2％増）となりました。

続きまして、当連結会計年度における事業別の状況は次のとおりです。

＜スチュワード事業＞
当事業は、ホテル・レストラン・テーマパークを主たるお客様として、食器洗浄をはじめとする厨房管理業務及び清掃業務を全国展開する当社グループの中核となるセグメントです。
当連結会計年度においては、新規事業所10件を開業いたしました。旺盛な宿泊・観光需要を背景に、新規顧客の獲得と既存事業所における取引拡大が進展いたしました。特に既存事業所においては、価格改定の交渉成果を含めて既存事業所の売上成長は対前年で122百万円（1.3%）増となりました。また、営業体制の強化による受託機会の拡大に加え、既存顧客との契約更改に際して適正な価格改定を推進し、売上成長と収益基盤の強化に取り組みました。
事業領域の拡大においては、従来のホテル関連業務に加え、病院における厨房関連業務や衛生管理業務等の受託が増加いたしました。さらに、宿泊特化型ホテルにおけるナイトフロント業務の受託を開始するなど、ホテル運営を幅広く支える周辺業務への展開を進め、既存の顧客基盤や現場運営ノウハウを活かした新たな収益機会の創出に取り組みました。
人材面においては、外国人正社員の採用・育成や社内資格制度の充実を進めるとともに、安全衛生管理及びリスクマネジメント体制の強化に継続して取り組みました。人材の確保と定着、現場マネジメント力の向上を通じて、安定的なサービス提供と事業拡大を支える運営基盤の強化を図っております。
また、将来の事業競争力を高める取り組みとして、AI技術の活用を本格化し、マルチAIエージェントの基幹業務への実装に着手いたしました。TechMagic株式会社への出資を伴う戦略的パートナーシップなどによって、品質管理、労務管理、現場運営管理、売上・請求管理等への実装、およびそれらによる人材開発・育成を通じて、業務の効率化と意思決定の高度化を進めております。さらに、省人化とサービス品質の向上を両立する新たな事業運営モデルの構築を目指しております。
これらの結果、売上高は9,686百万円（前連結会計年度比3.3%増）となり、営業利益は681百万円（前連結会計年度比22.7%増）となりました。

＜フードサービス事業＞
当事業は、従業員食堂、ホテル内レストラン及び高齢者施設等給食運営の受託を全国で展開するセグメントです。
当連結会計年度においては、新規事業所18件を開業いたしました。宿泊需要の拡大を背景に、ホテル朝食レストランを中心とした受託業務が堅調に推移するとともに、従業員食堂及びライフケア分野においても安定的な受注を確保し、事業基盤の拡大を進めました。
一方、食材価格や労務費の上昇が継続するなか、顧客との価格改定協議や業務オペレーションの見直しを進め、収益性の改善に取り組みました。また、人材育成や衛生教育の強化を通じてサービス品質の維持・向上を図るとともに、調理・配膳・厨房運営の効率化を推進し、安定的かつ持続可能な事業運営体制の構築に努めました。
新たな成長機会の創出に向けては、TechMagic株式会社が開発する次世代調理ロボットシステムを活用した未来型食堂「Magic Chef」の新規開業に参画し、新たな食堂運営モデルの実証に取り組みました。さらに、同社との資本関係を伴う戦略的な協業を通じて、AI・ロボティクス技術を活用した厨房業務の自動化・省人化に関する知見の蓄積を進めております。

これらの取り組みを通じて、人手不足への対応や生産性向上に加え、従来の人的サービスと先進技術を融合させた新たな顧客価値の創出を目指してまいります。
これらの結果、売上高は5,263百万円（前連結会計年度比14.5％増）となり、営業利益は97百万円（前連結会計年度比5.7％増）となりました。

＜空間プロデュース事業＞
当事業は、映像・音響・放送・セキュリティに関する設計・施工・販売・保守に加え、BGM及び香りを活用した空間価値創造サービスを提供するセグメントです。
当連結会計年度においては、東洋メディアリンクスにおいて、金融機関向けITV（監視カメラ）システム及び関連機器の更新需要が引き続き堅調に推移し、業績を牽引いたしました。また、業務放送設備、デジタルサイネージ、モニター設備等の更新案件も順調に推移し、収益拡大に寄与いたしました。
Mood Media Japanにおいては、Mood Mediaヘッドクオーターとの連携を一層強化し、BGMを活用した空間演出ソリューションの提案活動を推進いたしました。これにより、大口新規顧客の獲得や既存顧客との取引拡大を進め、継続的な収益機会の拡充に取り組みました。
音響特機においては、一部輸入ブランドの取扱変更に伴う取引減少が生じたものの、新たな輸入ブランド商品のラインナップ拡充を進め、販売基盤の再構築と収益機会の拡大に取り組みました。また、グループ各社との連携を強化し、高付加価値商材の販売促進や新規顧客の開拓を推進いたしました。
さらに、空間プロデュース事業を構成するグループ3社の専門性と顧客基盤を活かし、映像・音響・セキュリティ・BGM・香りを組み合わせた総合的な空間価値の提案を強化いたしました。個々の商品・サービスの提供にとどまらず、顧客の課題やニーズに応じた複合的なソリューションの提供を通じて、競争力の向上と取引機会の拡大を図っております。
また、機器販売・施工を中心とするフロー型ビジネスに加え、保守サービスやサブスクリプション型サービスの拡充を進め、継続的かつ安定的なストック型収益基盤の強化に取り組みました。これにより、収益構造の安定化と中長期的な事業価値の向上を目指しております。
これらの結果、当セグメントの売上高は5,843百万円（前連結会計年度比5.4％増）となり、営業利益は365百万円（前連結会計年度比16.7％減）となりました。

② 設備投資の状況
当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、169百万円であります。
その主なものは、AIプラットフォームの構築に伴う資産の取得（40百万円）、勤怠システムの入れ替えに伴う資産の取得（25百万円）、スチュワード事業における社員寮の改修に伴う資産取得（35百万円）であります。

③ 資金調達の状況
当連結会計年度中には、該当する重要な事項はございません。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 39 期 (2023年９月期)	第 40 期 (2024年９月期)	第 41 期 (2025年９月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (2026年９月期)
売上高 (千円)	14,832,568	17,631,382	19,499,573	20,794,870
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	230,162	429,039	587,056	629,542
１株当たり当期純利益 (円)	46.08	85.90	117.37	126.88
総資産 (千円)	5,700,595	5,931,124	6,317,345	7,077,013
純資産 (千円)	2,346,000	2,674,954	3,089,813	3,516,760
１株当たり純資産額 (円)	469.70	535.57	626.03	707.15

(注)　純資産に、役員向け株式給付信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。また、当期の１株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(3) 重要な子会社の状況（2026年９月30日現在）

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スチュワード事業	㈱セントラルサービスシステム	50,000千円	100%	スチュワード管理事業
	㈱セントラルホテルサービス	10,000	100	スチュワード管理事業
フードサービス事業	㈱センダン	50,000	100	総合給食事業
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス㈱	50,000	100	映像・音響機器等販売施工事業
	音響特機㈱	100,000	100	音響・放送機器等販売事業
	Mood Media Japan㈱	10,000	100	音楽・映像ソフト制作事業
その他	㈱ＣＳＳビジネスサポート	10,000	100	総務・人事・経理管理事業

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画「Go Beyond! Next20」のもと、既存事業の競争力強化と新たな価値創造を成長戦略の柱とし、収益力及び資本効率の向上を通じた持続的な企業価値の拡大に取り組んでまいります。

ホテル・外食・ライフケア業界を中心とした市場環境は、引き続き堅調な需要が期待される一方、慢性的な人手不足や労務費・原材料価格の上昇など、事業運営上の課題が継続しております。また、AI・ロボティクス技術の急速な進化は、従来の事業運営のあり方を変革する可能性を有しており、当社グループにとって新たな成長機会であると同時に、競争力を維持・向上させる上で重要な経営課題と認識しております。

こうした環境のもと、当社グループは、「人材投資」と「テクノロジー活用」を事業変革の両輪と位置づけ、多様な人材の確保・育成と現場運営力の強化を進めるとともに、先進技術の活用による生産性向上とサービスの高付加価値化を推進してまいります。

クノロジー活用においては、グループ横断でマルチAIエージェントの導入を進め、営業支援、人事・採用、労務管理、経理・財務、契約管理、情報共有等の管理業務における標準化・効率化と、蓄積された業務知識・情報の有効活用に取り組んでおります。今後は、営業活動、現場運営、人材育成及び意思決定支援などへの活用範囲を拡大し、グループ全体の業務品質、生産性及び収益力の向上を図ってまいります。

さらに、中期経営計画に掲げる「資本効率を高める投資の強化」の一環として、TechMagic株式会社への出資を実施いたしました。同社との戦略的な協業を通じて、AI・ロボティクス技術を活用した現場オペレーションの自動化・省人化を推進するとともに、マルチAIエージェントによる管理業務改革との相乗効果を追求してまいります。これまで培ってきた現場運営の専門性と先進技術を融合し、労働集約型の事業構造から、より生産性と付加価値の高い事業モデルへの進化を目指してまいります。成長投資に対する収益性と資本効率を重視した経営に舵を切っており、既存事業の収益構造も大きく変化している状況を踏まえ、当社は2024年12月12日に開示いたしました中期経営計画「Go Beyond！next20」の見直しを実施し、2027年５月に新たな中期経営計画を公表する予定であります。

また、株主還元につきましては、配当性向33％以上及びDOE（株主資本配当率）３％以上の双方を満たすことを基本方針として新たに定め、成長投資と安定的かつ継続的な株主還元の両立を図ってまいります。

今後も「Go Beyond!」の精神のもと、既存事業の成長と新たな価値創造への挑戦を通じて、持続的な企業価値の向上と株主利益の拡大に努めてまいります。

各事業における重点施策は以下のとおりです。

＜スチュワード事業＞
本セグメントの重点課題は、「専門性を活かした事業領域の拡大」と「持続的な収益力の向上」であります。
宿泊需要の拡大や新規ホテルの開業を背景に、ホテル業界におけるアウトソーシング需要は引き続き堅調に推移するものと見込んでおります。一方、人材不足や人件費上昇への対応が継続的な課題となっており、サービス品質の維持・向上と収益性の確保を両立する事業運営体制の構築が求められております。
当社グループは、長年にわたり培ってきた厨房管理・衛生管理に関する専門性と現場運営力を強みに、ホテル分野における顧客基盤の拡大に加え、病院や介護施設等への事業領域の拡張を推進してまいります。また、宿泊特化型ホテルにおけるナイトフロント業務など、顧客の運営課題を解決する周辺業務への展開を進め、サービス提供領域の拡大と顧客当たりの取引価値の向上を図ってまいります。
人材戦略においては、外国人正社員やシニア人材等の多様な人材の採用・活躍を推進するとともに、社内資格制度の充実、次世代管理者の育成及び現場マネジメント力の強化に取り組んでまいります。加えて、安全衛生管理及びリスクマネジメント体制の高度化を図り、安定したサービス品質と事業運営の信頼性を確保してまいります。
さらに、マルチAIエージェントを活用した営業活動、人材採用・育成、労務管理及び現場運営支援の高度化を進めるとともに、AI・ロボティクス技術による厨房バックヤード業務の自動化・省人化についても検討を推進してまいります。これらの取り組みを通じて、人材への依存度が高い事業構造の課題に対応しながら、サービス品質の向上と生産性の改善を両立し、持続的な事業成長につなげてまいります。

＜フードサービス事業＞
本セグメントの重点課題は、「食の安全・安心の徹底」と「持続可能な運営モデルの構築」であります。
ホテル、企業内食堂及びライフケア分野における食事サービス需要は引き続き堅調に推移することが期待される一方、食材価格や光熱費の高止まり、人材不足及び労務費の上昇など、収益環境には厳しさが残っております。
当社グループは、食の安全・安心を事業運営の最優先事項とし、HACCPに基づく衛生管理体制の強化、調理技術・運営ノウハウの継承及び人材教育の充実に継続して取り組んでまいります。また、顧客ニーズや市場特性に応じたサービス開発を進めるとともに、適正な価格改定と業務効率化を通じて、安定的な収益確保を図ってまいります。
人材面においては、新卒・中途採用の強化に加え、外国人材の活躍推進や多様な働き方への対応を進め、人材の確保・定着と安定的な運営体制の構築に取り組んでまいります。
さらに、TechMagic株式会社との戦略的な協業を通じて、次世代調理ロボットシステム「I-Robo 2」を活用したスマート食堂の進化と、新たな食事サービスモデルの構築に取り組んでまい

ります。調理工程の自動化・省人化及び品質の均一化を推進し、人手不足への対応と生産性向上を図るとともに、従来の運営方式にとらわれない新たな事業機会の創出を目指してまいります。

また、グループ横断で推進するAI活用施策と連携し、食材管理、発注管理、原価管理及び運営分析の高度化を進めることで、食材ロスの削減や原価管理精度の向上を図り、収益力と競争力の強化につなげてまいります。

＜空間プロデュース事業＞

本セグメントの重点課題は、「高付加価値提案の強化」と「安定的な収益基盤の確立」であります。

映像・音響・セキュリティ市場においては、既存設備の更新需要に加え、顧客体験価値の向上や安全・安心への対応を目的とした設備投資ニーズが拡大しております。一方、単なる機器販売・施工にとどまらず、顧客の課題解決や空間価値の向上に資する総合的なソリューションの提供が求められております。

当社グループは、東洋メディアリンクス、Mood Media Japan及び音響特機の専門性と顧客基盤を活かした連携を一層強化し、映像・音響・セキュリティ・BGM・香りを融合した総合的な空間プロデュース提案を推進してまいります。

東洋メディアリンクスにおいては、金融機関向けITV（監視カメラ）システムをはじめとする設備更新需要を着実に取り込むとともに、セキュリティソリューション分野における提案力の強化と事業領域の拡大を図ってまいります。

Mood Media Japanにおいては、BGM等を活用した空間演出ソリューションの付加価値向上を進め、小売業、宿泊業及び商業施設等における新規顧客の獲得と既存顧客との取引拡大を推進してまいります。

音響特機においては、一部輸入ブランドの取扱変更による影響に対応しながら、新たな輸入ブランド商品の市場浸透と商品ラインナップの拡充を進め、販売基盤の再構築と顧客基盤の拡大に取り組んでまいります。

さらに、グループ3社の連携によるクロスセルや複合的なソリューション提案を強化し、案件の大型化と高付加価値化を推進してまいります。また、機器販売・施工を中心としたフロー型ビジネスに加え、保守サービスやサブスクリプション型サービスなど、継続的な収益を生み出すストック型ビジネスの拡充を進め、収益構造の安定化と中長期的な収益力の向上を図ってまいります。

⑸ 主要な事業内容（2026年９月30日現在）

事業区分	主事製品・事業内容
スチュワード事業	ホテル・レストラン等におけるスチュワード管理（食器・什器・厨房の洗浄、清掃・維持・管理等）
フードサービス事業	従業員食堂及びホテル内レストラン・高齢者施設等給食運営
空間プロデュース事業	セキュリティー・システム、音響映像システム等の販売・施工 業務用音響機器の輸入・販売

⑹ 主要な営業所（2026年９月30日現在）

当社		本社：東京都中央区
スチュワード事業	㈱セントラルサービスシステム	本社：東京都中央区 大阪支社：大阪府大阪市 東海営業所：愛知県名古屋市 福岡営業所：福岡県福岡市
	㈱セントラルホテルサービス	本社：東京都中央区
フードサービス事業	㈱センダン	本社：東京都中央区 大阪支社：大阪府大阪市
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス㈱	本社：東京都中央区 商品センター：神奈川県川崎市
	音響特機㈱	本社：東京都中央区 名古屋営業所：愛知県名古屋市 大阪営業所：大阪府大阪市 広島営業所：広島県広島市 福岡営業所：福岡県福岡市 商品センター：東京都江東区
	Mood Media Japan㈱	本社：東京都中央区
その他	㈱ＣＳＳビジネスサポート	本社：東京都中央区

⑺ **使用人の状況**（2026年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
グループ全体の経営・管理	2名（0名）	1名減（0名）
スチュワード事業	275名（5,585名）	13名減（26名減）
フードサービス事業	207名（1,147名）	24名増（134名増）
空間プロデュース事業	109名（0名）	6名減（0名）
その他	23名（6名）	1名減（0名）
合計	616名（6,738名）	3名増（108名増）

(注) 1．使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．使用人が、フードサービス事業において24名増加（134名増加）したのは、主に受注業務拡大に伴い従業員が増加したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2名	1名減	51.5歳	6年6ヵ月

⑻ **主要な借入先の状況**（2026年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	200,000千円
株式会社三井住友銀行	130,000
株式会社みずほ銀行	130,000
株式会社鹿児島銀行	50,000
株式会社りそな銀行	30,000
三井住友信託銀行株式会社	30,000
株式会社商工組合中央金庫	10,000
合計	580,000千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の状況

⑴ 株式の状況（2026年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　20,776,000株
② 発行済株式の総数　5,285,600株（自己株式199,108株を含む。）
③ 株主数　2,402名
④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（リテール信託口620090802）	677,000株	13.32%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（リテール信託口620090803）	671,000株	13.20%
野口　緑	621,213株	12.22%
株式会社ユニヴァ・アセット・マネジメント	600,000株	11.80%
Ｓ・ＴＥＣ株式会社	425,000株	8.36%
白土　将敏	223,500株	4.40%
秋元　之浩	200,000株	3.93%
ＣＳＳグループ従業員持株会	142,921株	2.81%
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	113,331株	2.23%
西田　誠司	47,000株	0.92%

(注) 1．当社は、自己株式を199,108株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式（199,108株）を控除して計算しております。
3．役員向け株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が113,331株保有しております。なお、当該株式は自己株式に含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水　野　克　裕	㈱セントラルサービスシステム 代表取締役社長 ㈱ＣＳＳビジネスサポート 代表取締役社長
代　表　取　締　役	野　口　　緑	㈱セントラルサービスシステム 代表取締役会長 ㈱センダン 取締役 ㈱ＣＳＳビジネスサポート 取締役 東洋メディアリンクス㈱ 取締役 音響特機㈱ 取締役
取　　締　　役	峠　　幸　久	㈱センダン 代表取締役社長 ㈱セントラルサービスシステム 取締役
取　締　役 （監査等委員）	越　智　敦　生	越智会計事務所 代表
取　締　役 （監査等委員）	永　辻　　航	
取　締　役 （監査等委員）	山　河　和　博	㈱シャルドネ・オフィス顧問

（注）１．当社は、越智敦生氏及び永辻航氏、山河和博氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

２．越智敦生氏及び永辻航氏、山河和博氏は、社外取締役であります。

３．取締役（監査等委員）越智敦生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．取締役（監査等委員）永辻航氏は、弁護士として培われた専門知識、主に企業法務分野に関する高い見識を有しております。

５．取締役（監査等委員）山河和博氏は、企業経営に関する知識や、証券会社や監査法人対応など上場企業における豊富な実務経験を有しております。

６．当社は、社外取締役である越智敦生氏及び永辻航氏、山河和博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

７．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有、並びに内部監査部門から定期的なヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

8．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員、子会社等の役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険では、被保険者がその職務に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
太田　清久	2025年12月19日	任期満了	取締役 ㈱CXC 代表取締役

③ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 基本方針

当社は役員報酬制度をグループガバナンスにおける最重要事項として位置づけ、以下の基本哲学に則して、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会において、当該諮問に対して客観的な視点による審議を経て、その答申を受けて取締役会決定を行っています。

[役員報酬制度の基本哲学]

・グループミッションの実現を促すものであること
・優秀な人材を確保・維持できる金額水準を目指すこと
・長期的な企業価値向上を目指し、中長期ビジョンの実現を動機づけるものであること
・短期目標の達成を動機づけるとともに、過度に短期志向に偏らないように配慮されていること
・株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性及び合理性を備えた設計であり、これを満たす適切な審議及び評価プロセスを経て設計されること
・個人のミッションに応じて、その役割・責任の大きさに準じた報酬水準であり、目標達成度が報酬に反映される設計であること

具体的には、業務執行取締役の報酬は、役位別に定められた月額の固定金銭報酬と、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬で構成し、監督機能を担う取締役には月額の固定金銭報酬を設定しています。また、役員退職慰労金制度はありません。

b. 各報酬の概要

役員報酬は、当会社の取締役のみに支給される監督報酬としての「基本報酬」、各役員の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定される業務執行報酬としての「基本報酬」、業績及びミッションの達成状況によって支給される「業績連動金銭報酬」並びに「業績連動株式報酬」からなります。

「基本報酬」は、各役員の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて役員報酬規程で定めます。「業績連動金銭報酬」の報酬割合は、業務執行報酬としての基本報酬に100分の10を乗じた額を基準とし、業績指標達成度及び個人考課の結果を反映して0～200%の範囲で変動します。業

績目標と個人考課の評価ウエイトは８：２とします。
　業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役には業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、監督報酬としての「基本報酬」のみの支給としています。

ｃ．基本報酬及び業績連動金銭報酬

　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額につきましては、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額300百万円以内で決議をいただいており、本株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名であります。また、監査等委員である取締役の報酬等の総額につきましては、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額40百万円以内と決議をいただいており、本株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名であります。
　当社の取締役会は、株主総会決議で定めた報酬限度額の範囲内で取締役報酬を決定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、その適正性及び透明性を担保することを目的として、また、コーポレートガバナンスを一層充実させるために、取締役会の任意の諮問機関とする指名・報酬委員会の答申を得たうえで、決定しております。
　当事業年度に係る基本報酬の額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2025年12月19日開催の取締役会の決議により決定いたしました。また、業績連動金銭報酬の額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2026年10月27日開催の取締役会の決議により決定いたしました。
　取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
　監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、2025年12月19日開催の監査等委員の協議により決定いたしました。

ｄ．株式報酬に関する事項

　当社は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会決議に基づき、上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、監査等委員である取締役以外の取締役等に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しております。また、本制度は、2024年12月19日開催の第40期定時株主総会決議に基づき一部改定し、譲渡制限付きの株式報酬としております。
　譲渡制限付き株式報酬のポイント数は、１事業年度当たり25,000ポイントを上限とし（うち取締役分として21,000ポイント、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算）、役員株式給付規程にて定める役位別ポイントに準じて、指名・報酬委員会の意見を踏まえて、取締役会で決定の上で支給いたします。
　当事業年度に係る株式報酬は、2024年12月19日開催の第40期定時株主総会において決議された１事業年度当たりポイントの限度内で、役員株式給付規程にて定める役位別ポイントに準じて、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2025年12月19日開催の取締役会の決議により決定いたしました。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	76,011	64,920	5,589	5,502	3
取締役(監査等委員) （うち社外取締役）	12,960 （12,960）	12,960 （12,960）	－ （－）	－ （－）	3 （3）
合計 （うち社外役員）	88,971 （12,960）	77,880 （12,960）	5,589 （－）	5,502 （－）	6 （3）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。
本株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名であります。
３．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
本株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名であります。
４．業績連動報酬の額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額であります。
５．非金銭報酬等の額は、当事業年度における株式給付引当金の繰入額であります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）越智敦生氏は、越智会計事務所の代表を兼務しております。
なお、当社と越智会計事務所との間には特別の利害関係はありません。

・取締役（監査等委員）永辻航氏は、弁護士事務所に所属しており、重要な兼職はありません。

・取締役（監査等委員）山河和博氏は、㈱シャルドネ・オフィスの顧問を兼務しております。
なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（18回開催）		監査等委員会（6回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役（監査等委員）	越智　敦生	18回	100%	6回	100%
	永辻　航	18回	100%	6回	100%
	山河　和博	18回	100%	6回	100%

・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　越智　敦生	公認会計士としての専門的見地から、特に各種案件における財務的観点からの検討など、独立した客観的な立場から、企業価値向上と株主利益の確保に向けた監視・助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。 また、監査等委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。
社外取締役　永辻　航	弁護士として培われた専門的見地から、特に各種案件における企業法務の観点からの検討など、独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視・助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。
社外取締役　山河　和博	様々な事業において企業経営に関する知識を有しており、IPO担当役員として２度の株式公開を果たすなど、証券会社や監査法人対応など上場企業における豊富な実務経験を有しております。また、監査役として企業における監査の実態に対する知見やガバナンスコードの対応など多様な経験を活かし、当社経営の監督、経営全般への助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、取締役会の議案について事前に協議・精査をおこなうなど、取締役会の実効性向上に努めております。 また、監査等委員会委員、任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員として、当社の企業価値向上に尽力しております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　RSM清和監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,990千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,990千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、職務を遂行できるように、当社及び当社子会社においては、会社法等法令に準拠する諸機関設置に加え、代表取締役社長指導の下、グループ各社に各社社長を委員長とするコンプライアンス委員会・リスクマネジメント室を組織し、定例的に招集する。同組織は、経営の根幹を形成するコンプライアンス、リスク管理、ＣＳＲ等コーポレート・ガバナンス上の重要事項を審議する。

また、企業経営の基本方針となるＣＳＳグループ倫理規程及びコンプライアンス規程を制定の上、代表取締役がその精神をグループ全社の取締役及び使用人に継続的に伝達し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

さらに、グループ内に内部通報制度を継続的に機能せしめ、弁護士事務所及び税理士事務所とも顧問契約を結び、コンプライアンス体制の強化・補完を図ることとする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

また、情報管理及び個人情報保護については、各々の管理規程に定める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社では、取締役会が経営に関わる全般的リスク管理を所管し、取締役会での協議を経て、管理部門担当役員が統括責任者となり、具体的リスク管理の徹底を図る。

様々なリスクを体系的・効率的に管理するべく、既存の「安全衛生管理規程」、「債権管理規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等に加え、新たなるリスク発生に際しては、適宜必要なリスク管理規程を制定するとともに、グループ各社は当社制定「リスク管理の指針」に基づき要領・手続を制定し、リスク管理に万全を期すこととする。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、定期的に開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略、事業計画の執行及び監視に関する意思決定を行う。

当社の取締役会では、ＣＳＳグループ各社の経営、運営に係る重要事項の報告を受け、業務の執行状況の監査、予算実績管理等を行い、経営及び業務の執行の効率と効果を確保することとする。

⑤　当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき、管理部門担当役員が統括する。

取締役会は、関係会社の自主性を尊重し、その経営について経営計画に基づいた適切な施策の実行、効率的な業務の遂行、コンプライアンス体制の運営、リスク管理への対応がなされているかを確認し、業務の適正を確保する。

取締役会は、グループ管理体制の課題や問題を的確に把握し、その改善を実行する。

監査等委員会は、定期又は適宜にグループ管理体制を監査し、必要に応じて、取締役会にて報告することとする。

⑥　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、その他の取締役及び使用人の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実があることを発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。

また、その他の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。

監査等委員は取締役会及び重要な会議に出席するとともに、取締役会の付議事項、決定事項、重要な会計方針や会計基準、内部監査の実施状況、その他会社の重要事項等会社の業務執行に関わる文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査等委員会に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。

監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。また、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携してグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会はコンプライアンス、ＣＳＲ等内部統制の確保について、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことができる。

使用人が監査等委員会の補助を行う場合、その職務に関する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を確保する。

⑧　監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とする。

反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に則して対処する。

⑹　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①　法令遵守等

法令及び各種社内規程の違反状況について、各所管部署より担当役員に対し、適切に報告がなされ、適正に対応いたしました。また、取締役及び使用人に対し、個人情報保護法に関する勉強会を実施し、個人情報管理の重要性を再確認するとともに、個人情報漏洩の防止に努めました。

②　情報の保存及び管理

取締役会及び重要な会議ごとに事務局を定め、各種議事録の作成を行うとともに、その他情報の保存管理の徹底を図っています。記録文書は、取締役の求めがあれば随時、閲覧提供しています。

③　損失の危険の管理

毎月１回開催される定時取締役会において、当年度の方向性、現在認識されているリスク及び重大なリスクに発展する可能性がある事象の共有と、未然防止策等の課題を検討しました。

④　取締役の効率的職務執行

定時取締役会（毎月１回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しています。

会社の重要事項は「取締役会規程」「稟議規程」に則り決定し、その内容は、翌月の取締役会において、取締役に報告されています。

⑤　グループ全体の業務の適正

子会社の経営上の重要事項の決定は、「関係会社管理規程」に従い、任命された担当取締役を介して取締役会、稟議申請等の手続きを経ることによって、当社が事前承認を行い、子会社の業務の適正を確保しています。

子会社において適法・適正な業務運営が行われていることを確認するために、当社の監査等委員会が定期的に子会社を訪問して監査を実施しています。

⑥　監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

毎月１回開催される定時取締役会には監査等委員全員が出席して、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況及び内部統制の状況を確認しています。また、取締役、グループ各社の監査役と情報交換を行い、当社及びグループ各社において発生しうるリスク・課題についての認識を共有し、監査等委員会の視点から問題提起を行いました。監査等委員会は、当社監査人であるRSM清和監査法人よりレビュー及び監査の報告を受けております。

⑺　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、当期の業績、連結配当性向及び当社配当性向と今後の経営における施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期においては、連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに５期連続の増収増益、いずれも過去最高の実績となりましたことから、期初に予定をしておりました１株当たり中間配当15円、期末配当20円の年間合計35円配当に対して、第3四半期決算発表で公表した期末配当予想より６円増額し、期末配当26円、年間合計41円の配当を実施いたします。

今後の剰余金の配当等につきましては、引続き継続的かつ安定的な配分を行うことを基本としつつ、配当性向の引き上げにより利益成長を株主還元へより反映させるとともに、DOE（連結純資産配当率）を導入し、業績変動局面においても一定水準の配当を維持しやすい枠組みとすべく、配当性向33％以上ならびにDOE3％以上を基本に、成長投資・財務基盤とのバランスを勘案して決定することといたしました。（2026年11月10日付「配当方針の変更（配当性向の引き上げ、DOE導入）に関するお知らせ」参照）増益・増配で株主のみなさまのご支援にお応えするよう力を尽くす一方、基軸事業の収益力向上の追求、新しい技術の獲得や異業種企業との連携を含む成長投資および人材開発への投資など、バランスよく柔軟な利益配分を実行してまいります。

連結貸借対照表

（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,166,710**	**流動負債**	**3,197,400**
現金及び預金	994,754	支払手形及び買掛金	734,232
受取手形、売掛金及び契約資産	2,516,253	短期借入金	580,000
商品及び製品	393,920	リース債務	4,955
仕掛品	86,626	未払金	924,941
原材料及び貯蔵品	31,513	未払消費税等	249,601
未収入金	2,919	未払法人税等	197,128
短期貸付金	20,166	賞与引当金	187,582
その他	122,140	役員賞与引当金	8,649
貸倒引当金	△1,585	その他	310,310
固定資産	**2,910,302**	**固定負債**	**362,852**
有形固定資産	**1,407,996**	リース債務	1,143
建物及び構築物	368,387	退職給付に係る負債	327,964
土地	951,628	繰延税金負債	10,351
その他	87,979	株式給付引当金	6,496
無形固定資産	**113,552**	長期未払金	8,167
のれん	532	資産除去債務	8,228
その他	113,020	その他	500
投資その他の資産	**1,388,754**	**負債合計**	**3,560,253**
投資有価証券	1,055,361	純資産の部	
繰延税金資産	195,789	**株主資本**	**3,279,135**
その他	141,149	**資本金**	**393,562**
貸倒引当金	△3,545	**資本剰余金**	**257,975**
		利益剰余金	**2,785,900**
		自己株式	**△158,303**
		その他の包括利益累計額	**237,624**
		その他有価証券評価差額金	**237,624**
		純資産合計	**3,516,760**
資産合計	**7,077,013**	**負債純資産合計**	**7,077,013**

連結損益計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**20,794,870**
売上原価		**17,455,031**
売上総利益		**3,339,838**
販売費及び一般管理費		**2,462,095**
営業利益		**877,743**
営業外収益		
受取利息	2,845	
受取配当金	21,128	
受取賃貸料	7,952	
仕入割引	3,036	
その他	16,878	51,843
営業外費用		
支払利息	11,885	
支払手数料	3,605	
為替差損	2,020	
雑損失	6,877	
その他	43	24,432
経常利益		**905,153**
特別利益		
投資有価証券売却益	104,995	104,995
特別損失		
固定資産除却損	50	
固定資産売却損	519	
棚卸資産廃棄損	42,724	43,295
税金等調整前当期純利益		**966,854**
法人税、住民税及び事業税	345,595	
法人税等調整額	△8,283	337,312
当期純利益		**629,542**
親会社株主に帰属する当期純利益		**629,542**

連結株主資本等変動計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
２０２５年１０月１日残高	393,562	272,046	2,384,491	△177,527	2,872,572
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△228,133		△228,133
親会社株主に帰属する当期純利益			629,542		629,542
自己株式の処分		△14,070		19,224	5,153
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△14,070	401,409	19,224	406,563
２０２６年９月３０日残高	393,562	257,975	2,785,900	△158,303	3,279,135

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
２０２５年１０月１日残高	217,241	217,241	3,089,813
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△228,133
親会社株主に帰属する当期純利益			629,542
自己株式の処分			5,153
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	20,383	20,383	20,383
連結会計年度中の変動額合計	20,383	20,383	426,946
２０２６年９月３０日残高	237,624	237,624	3,516,760

貸借対照表

（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**923,320**	**流動負債**	**2,363,723**
現金及び預金	547,392	短期借入金	580,000
未収入金	106,033	関係会社短期借入金	1,690,000
前払費用	4,561	未払金	68,087
関係会社短期貸付金	250,000	未払費用	2,391
貯蔵品	290	未払法人税等	816
未収消費税等	6,949	預り金	3,071
未収還付法人税等	310	賞与引当金	1,332
その他	7,783	役員賞与引当金	5,589
固定資産	**3,116,827**	その他	12,434
有形固定資産	**849,950**	**固定負債**	**16,448**
建物	229,925	退職給付引当金	348
土地	618,355	株式給付引当金	6,496
その他	1,669	繰延税金負債	9,603
無形固定資産	**66,076**	**負債合計**	**2,380,172**
投資その他の資産	**2,200,800**	純資産の部	
投資有価証券	469,253	**株主資本**	**1,637,079**
関係会社株式	1,719,149	**資本金**	**393,562**
長期前払費用	9,363	**資本剰余金**	**257,975**
その他	3,033	資本準備金	117,699
		その他資本剰余金	140,276
		利益剰余金	**1,143,844**
		その他利益剰余金	1,143,844
		別途積立金	600,000
		繰越利益剰余金	543,844
		自己株式	**△158,303**
		評価・換算差額等	**22,895**
		その他有価証券評価差額金	**22,895**
		純資産合計	**1,659,975**
資産合計	**4,040,147**	**負債純資産合計**	**4,040,147**

損益計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
関係会社受取配当金	578,025	
関係会社受取賃貸料	123,107	701,132
営業費用		
一般管理費	398,935	398,935
営業利益		**302,197**
営業外収益		
受取利息	6,533	
受取配当金	860	
その他	2,620	10,014
営業外費用		
支払利息	16,279	
支払手数料	3,605	19,885
経常利益		**292,326**
特別利益		
投資有価証券売却益	77	77
税引前当期純利益		**292,403**
法人税、住民税及び事業税	290	
法人税等還付税額	△71,262	
法人税等調整額	1,108	△69,864
当期純利益		**362,267**

株主資本等変動計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2025年10月1日残高	393,562	117,699	154,346	272,046	600,000	409,710	1,009,710	△177,527	1,497,791
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△228,133	△228,133		△228,133
当期純利益						362,267	362,267		362,267
自己株式の処分			△14,070	△14,070				19,224	5,153
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	△14,070	△14,070	－	134,134	134,134	19,224	139,288
2026年9月30日残高	393,562	117,699	140,276	257,975	600,000	543,844	1,143,844	△158,303	1,637,079

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年10月1日残高	13,716	13,716	1,511,507
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△228,133
当期純利益			362,267
自己株式の処分			5,153
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	9,179	9,179	9,179
事業年度中の変動額合計	9,179	9,179	148,467
2026年9月30日残高	22,895	22,895	1,659,975

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月20日

株式会社ＣＳＳホールディングス
　取締役会　御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　村山大二

指定社員
業務執行社員　公認会計士　藤本　亮

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社CSSホールディングスの2025年10月１日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CSSホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月20日

株式会社ＣＳＳホールディングス
　取締役会　御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　村山大二

指定社員
業務執行社員　公認会計士　藤本　亮

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社CSSホールディングスの2025年10月１日から2026年9月30日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月20日

株式会社ＣＳＳホールディングス　監査等委員会

監査等委員　越　智　敦　生　㊞

監査等委員　永　辻　　航　㊞

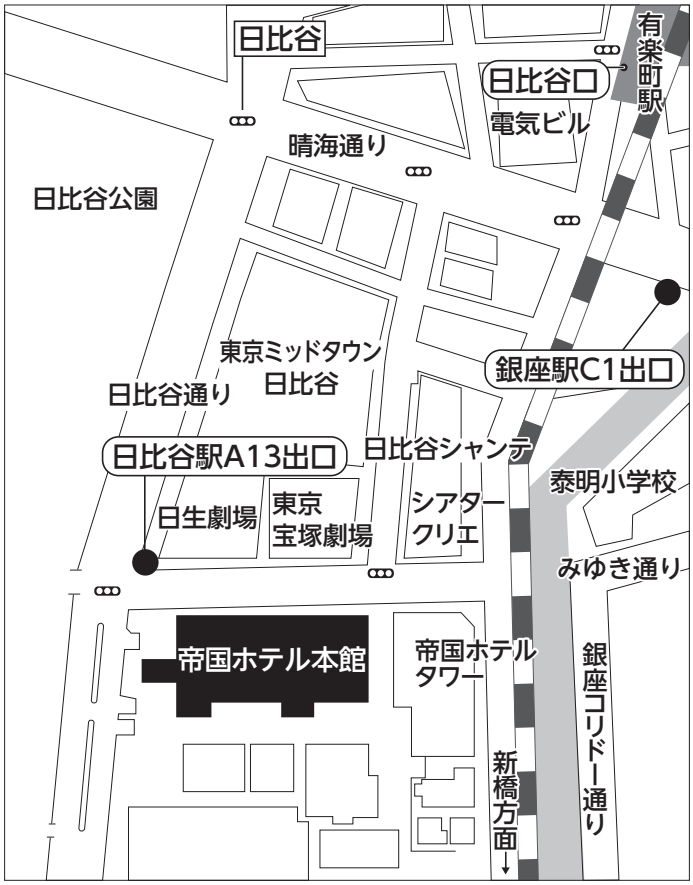
監査等委員　山　河　和　博　㊞

（注）監査等委員越智敦生、永辻　航及び山河和博は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
帝国ホテル　《本館４階　桜の間》



地下鉄　銀座駅　（徒歩５分）
日比谷駅（徒歩３分）
内幸町駅（徒歩３分）

JR　有楽町駅（徒歩５分）
新橋駅　（徒歩７分）

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　環境に配慮した植物油
インキを使用しています。